

軽自動車税の税率が変わります

車体課税のあり方も含めた自動車関係税制の抜本的見直しが行われ、平成27年度から軽自動車税の税率が変更となります。

原動機付自転車等については、平成27年度から全車両に改正税率が適用されます(表1)。四輪の軽自動車等については平成27年4月1日以後に新車登録された車両から順次改正税率が適用されます(表2②)が、それ以前に登録された車両については、現行税率のままとなります(表2①)。

また、平成28年度からはグリーン化税制の一環として、新規登録から13年を経過した車両を対象に重課税率が適用されます(表2③)。

○二輪車等、小型特殊車等(表1)

種別		現行	改正後	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円	
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円	
ミニカー		2,500円	3,700円	
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円	
二輪の小型自動車(250cc)		4,000円	6,000円	
小型特殊自動車	農耕用のもの	2輪	1,600円	2,000円
		4輪(1000cc以下)	2,400円	3,000円
		4輪(1000cc超)	3,100円	3,900円
	その他	4,700円	5,900円	

○軽四輪車等(表2)

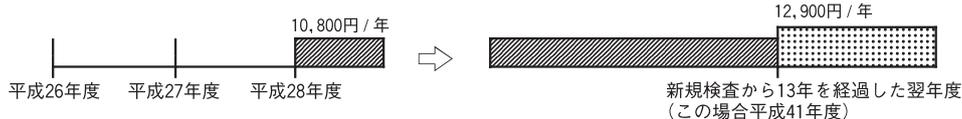
種別			①現行	②平成27年4月1日以後に新規登録する車両	③新規登録から13年を経過した車両(平成28年度～)
四輪以上のもの	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円

<軽自動車税の税負担の変化(軽四輪乗用自家用の例)>

○平成26年10月現在、軽自動車(平成20年新規検査)を所有している場合



○平成27年5月に新車購入した場合



○平成27年5月に中古車(平成20年新規検査)を購入した場合

